

医療施設等以外（幼稚園、保育所、学校等）に係る 避難確保計画作成の手引き （土砂災害編）

令和2年5月

枕崎市

この手引きは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき作成する、土砂災害の恐れがある場合の避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

枕崎市地域防災計画に定める医療施設等以外（幼稚園、保育所、学校等）の施設はこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものですが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「土砂災害に関する避難確保計画」の項目を追加することでも良いです。

避難確保計画の作成にあたっては、枕崎市が作成している市総合防災マップ等により、情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については枕崎市に確認してください。

—目次—

| | | |
|---------------------|-------|------|
| 1. 計画の目的・報告 | | P 2 |
| 2. 計画の適用範囲 | | P 2 |
| 3. 防災体制 | | P 3 |
| 4. 情報収集及び伝達 | | P 5 |
| 5. 避難誘導 | | P 7 |
| 6. 避難の確保を図るための施設の整備 | | P 9 |
| 7. 防災教育及び訓練の実施 | | P 10 |

※ 参考

【添付資料（枕崎市への提出は不要）】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表（P12）
- 緊急連絡網（P13）
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表（P13）
- 対応別避難誘導方法一覧表（P14）
- 防災体制一覧表（P15）

[計画作成にあたって]

《記載例・解説及び留意事項》

＜目次＞

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施

《解説及び留意事項》

- 計画の前提となる土砂災害警戒区域については、枕崎市が作成する総合防災マップ等を参照してください。
- 総合防災マップ等は枕崎市ホームページで公開しています。
 - ① 枕崎市ホームページ (<http://www.city.makurazaki.lg.jp/>)
 - ・ 枕崎市総合防災マップなど
 - ② 枕崎市総合防災マップ（冊子）※各世帯へ配布
（令和2年3月発行）

《土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)》

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあるとして、県知事が指定した区域。

《土砂災害警戒区域(イエローゾーン)》

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがあるとして、県知事が指定した区域。

- 避難確保計画の作成や訓練に関する事項は、土砂災害防止法第8条の2に定められています。

《土砂災害防止法》

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第8条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している

者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画は、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3、4略

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

*なお、計画に記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第5条の2に定められています。

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- (1) 土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、「〇〇〇〇（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- (2) 計画を作成したとき並びに必要なに応じ見直し及び修正をした場合は、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を枕崎市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

➤ 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、土砂災害が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の土砂災害防止法改正で、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、土砂災害の恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市への避難確保計画の提出、訓練の実施が義務付けられることとなりました。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

| 人 数 | | | |
|----------|----------|-----|------|
| 昼間・夜間 | | 休 日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 ○名 | 昼間 ○名 | ○名 | ○名 |
| 夜間 ○名 | 夜間 ○名 | | |

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者(入院所者・通院所者・その他来院(所)者)や職員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。
また、職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

3. 防災体制

《記載例》

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 担当者 |
|------|---|---|--------------------|
| 注意体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表された場合 ・台風接近時など | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒レベル3相当の発表時 ・避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・使用する資器材の準備 | 避難誘導班員 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への事前連絡 | 情報収集伝達班員 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達班員 避難誘導班員 |
| 非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の発表時 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・大雨特別警報(土砂災害)の発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設内全体の避難誘導 | 情報収集伝達班員 |

※ 上記のほか、施設の管理権限者等の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- 土砂災害の恐れがある場合の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する担当者を検討・記載します。
 - 活動内容
 - ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの土砂災害恐れがある場合における主な活動内容及びその順序について検討します。
 - 体制の区分
 - ▶ 体制は、活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
 - ▶ ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。
 - 体制確立の基準

- ▶ 避難勧告が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。
- 担当者等
 - ▶ 各活動を実施する担当者を検討する。
 - ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の職員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
 - ▶ 夜間や休日など、当該医療施設等の外にいる職員等の非常参集にあたっては、市総合防災マップ等を参考に、参集ルートについて土砂災害の危険のある場所を避けるなど、職員等の安全に配慮すること。

《用語の解説》

- ▶ 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>(気象庁)

| 避難情報 | 住民の行動 |
|-----------------------|---|
| 避難準備・ 高齢者等避難 開始 | (避難行動に時間を要する配慮者) 支援者ともに避難場所等の安全なへの避難行動を開始する。 (その他の方) 家族等との連絡や非常持出品用意などいつでも避難できるように準備をする。 |
| 避難勧告 | 避難場所等の安全な場所への避難行動を開始する。 |
| 避難指示 (緊急) | 直ちに避難行動移る。 そのいとまがない場合は、山の斜面の反対側、家の2階、近所の安全な場所へ避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。 |

| 警報・注意報の種類 | 発表基準 |
|-----------|--|
| 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき 大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| 土砂災害警戒情報 | 大雨特別警報又は大雨警報発表中に、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき |

4. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 収集方法 |
|--------------|---|
| 気象情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ ・ 気象庁等のウェブサイト ・ 枕崎市「防災、一般情報提供メール」(登録制) |
| 土砂災害警戒情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビデータ放送 (d ボタン) ・ インターネット (情報提供機関からのウェブサイト) 国土交通省川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) 鹿児島県河川砂防情報システム (http://www3.dobokubousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp) ・ 防災行政無線 ・ テレビ、ラジオ ・ 枕崎市「防災、一般情報提供メール」(登録制) |
| 避難情報 (避難勧告等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ テレビ、ラジオ ・ インターネット 枕崎市 HP (http://www.city.makurazaki.lg.jp/) ・ 枕崎市「防災、一般情報提供メール」(登録制) ・ 緊急エリアメール等 |

イ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないかなど、施設内から確認を行う。

エ 台風等の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、各施設職員の役割分担を再確認する。

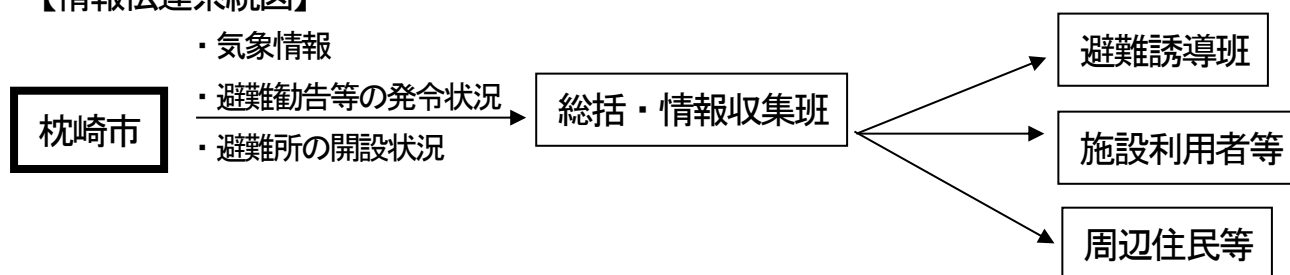
《解説及び留意事項》

- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。
- 市からの避難情報等は登録型のメール配信サービスである、枕崎市「防災・一般情報提供メール」等で伝達を行うため、計画の作成に併せ登録する必要があります。
- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- また、土砂災害の前兆がないかなどについても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

(2) 情報伝達

- ア 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙○「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- イ 児童を避難させる場合には、別紙○「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「〇〇〇〇（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは〇〇〇〇（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については別途連絡する。」旨を連絡する。
- ウ 避難の完了後、別紙○「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。
- エ 枕崎市への問合せ先は以下とする。
 - ・ 総務課 0993-72-1111(内線214) * 避難状況、被害状況等について
 - ・ 福祉課 0993-72-1111(内線135) * 避難所の開設について

【情報伝達系統図】



《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整

しておき、避難に混乱を来さないようにすることが重要です。

なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良いです。

5. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難場所

ア 土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、〇〇町〇番地「〇〇小学校」とする。

イ 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、土砂災害が及ばないと想定される場所（土砂災害警戒区域外）にある指定避難所を記載するものとします。
- 避難が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定避難所等への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、コンクリート造りなどの堅牢な建物の高層階への避難や、屋内安全確保※が図られるよう、緊急の度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましいです。
- ただし、屋内安全確保の場合には、土砂災害が発生した場合の孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

※ 屋内安全確保：建物内において、より安全な部屋等への移動（上層階への垂直避難など）

(2) 避難基準

ア 基本的に、枕崎市から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に、避難等を開始する。

イ ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、枕崎市からの情報を待つことなく避難を開始する。なお、前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、必要に応じ枕崎市消防本部等に通報する。

〈土砂災害の前兆現象〉

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・ がけの表面から水が流れ出す。 | ・ がけから水が噴き出す。 |
| ・ 小石がぱらぱらと落ちる。 | ・ がけからの水が濁りだす。 |
| ・ がけの樹木が傾く。 | ・ 樹木の根の切れる音がする。 |
| ・ 樹木の倒れる音がする。 | ・ がけに割れ目が見える。 |
| ・ 斜面が膨らみ出す。 | ・ 地鳴りがする。 |

(3) 避難経路

土砂災害のおそれがある場合の避難場所までの避難経路については、以下のとおりである。

【施設周辺の避難経路図】

避難経路図

| | |
|-------|---------|
| 避難経路図 | |
| 施設所在地 | 〇〇町〇〇番地 |
| 避難場所 | 〇〇町〇〇番地 |

《解説及び留意事項》

- 市総合防災マップ等には、避難経路となる道路のほか、洪水による浸水想定深や土砂災害の危険箇所も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。
- 上層階への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。

(4) 避難誘導方法

ア 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

イ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

ウ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

エ 避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

| | 名 称 | 移動距離 | 移動手段 |
|---------|-------|------|--|
| 避 難 場 所 | 〇〇小学校 | 〇m | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両〇台 |
| 屋内安全確保 | 〇棟〇階 | | |

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎(昼夜、休日)に避難する人数、職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬装具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要があります。
- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導班員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。
- 避難途中や避難後における利用者の体調悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者(感染症の患者等)に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要があります。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- (1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

避難確保資器材等一覧

| 活動の区分 | 備蓄品 |
|----------|--|
| 情報収集・伝達 | <input type="checkbox"/> テレビ〇台、 <input type="checkbox"/> ラジオ〇台、 <input type="checkbox"/> タブレット〇台、 <input type="checkbox"/> ファックス〇台、 <input type="checkbox"/> 携帯電話〇台、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯〇本、 <input type="checkbox"/> 電池〇本、 |
| 避難誘導 | <input type="checkbox"/> 名簿（職員、利用者等）、 <input type="checkbox"/> 案内旗〇枚、 <input type="checkbox"/> タブレット〇台、 <input type="checkbox"/> 携帯電話〇台、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯〇本、 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器〇器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具〇台、 <input type="checkbox"/> 電池〇本、 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー〇個、 <input type="checkbox"/> ライフジャケット〇着、 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料〇本 |
| 施設内の一時避難 | <input type="checkbox"/> 水〇日分（1人あたり〇ℓ）、 <input type="checkbox"/> 食料〇日分（1人あたり〇食分） <input type="checkbox"/> 寝具〇人分、 <input type="checkbox"/> 防寒具 |
| 高齢者 | <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき |
| 障害者 | <input type="checkbox"/> 常備薬 |
| 乳幼児 | <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき、 <input type="checkbox"/> おやつ、 <input type="checkbox"/> おんぶひも |
| その他 | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ、 <input type="checkbox"/> ゴミ袋、 <input type="checkbox"/> タオル、 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> （ ） |

- (2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとします。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- (1) 毎年〇月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年〇月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に

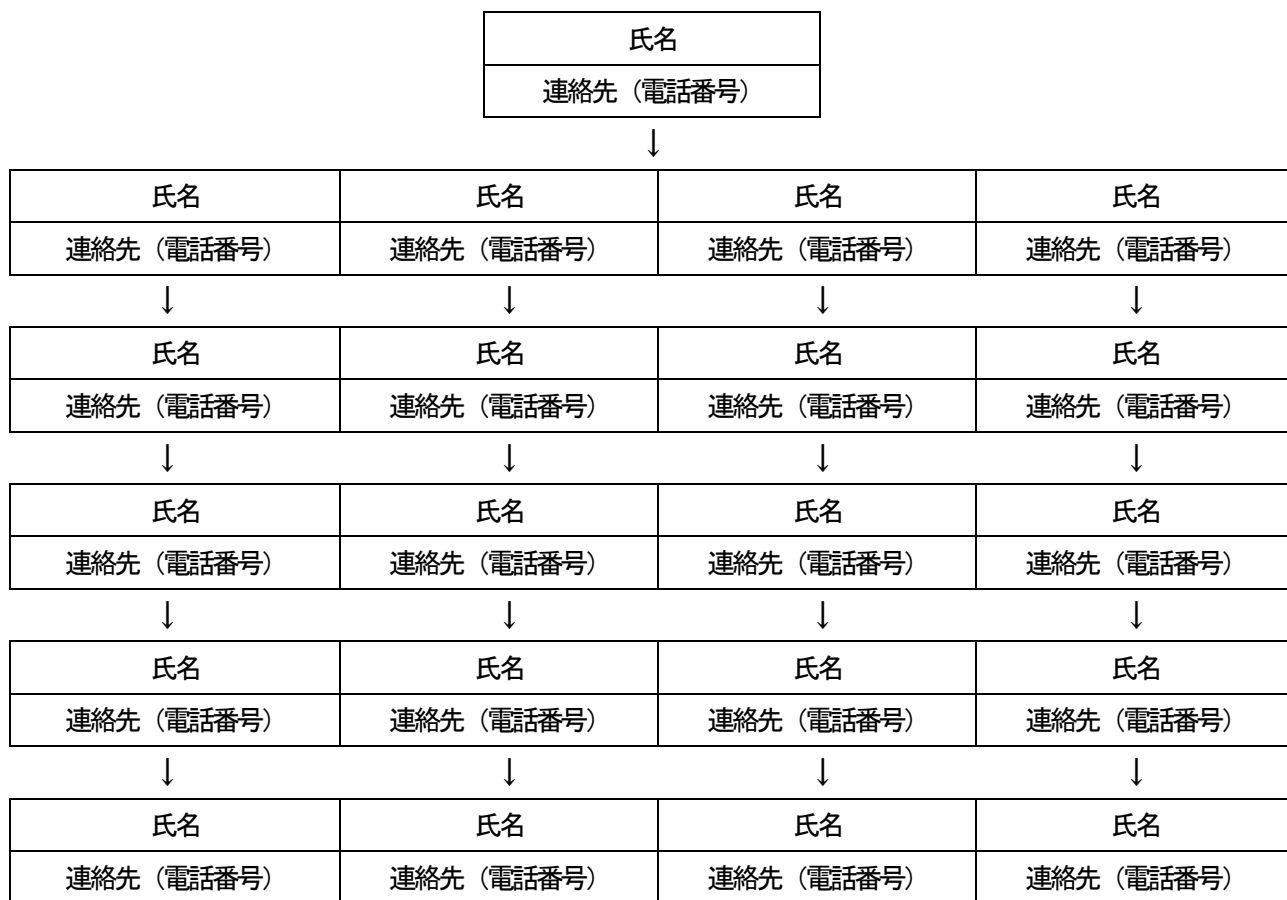
応じて計画を見直すことが必要不可欠です。

- ・訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましいです。
- ・訓練や研修には、市総合防災マップ等のほか、国土交通省や枕崎市等が窓口となる出前講座等が活用できます。
- ・地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する研修を別途実施すること。)

■緊急連絡網

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要



■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要

| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
|-----------|------|-------|------|--------|----|
| 避難誘導等の支援者 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

■防災体制一覧表

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要

